「別表3」 弊社における環境管理・作業環境管理の状況は下表のとおりです。

対 象 年		主な石綿関係法規及び概要	実施年	当社における環境管理・作業環境管理実施内容
1960	昭和35年	「じん肺法」制定	昭和35年	・じん肺健康診断の実施
1971	昭和46年	「労働基準法下に特定化学物質等障害予防規則(特化則)」制定	昭和46年	·安全衛生委員会の定期開催(1回/月)
				・局所排気装置等設備の設置を行い、集塵装置の管理を徹底
1972	昭和47年	「労働安全衛生法」制定		・特定化学物質等作業主任者の選任
		・昭和46年に制定された特化則が労働安全衛生法下に特化則として		・石綿等特定作業場の作業者の健康管理及び環境整備の徹底
		取り込まれた。	昭和50年	・検定済防塵マスク着用の徹底(工場原料調整場・加工場及び施工現場等の作業者)
1975	昭和50年	「特定化学物質等障害予防規則(特化測)」改正		・一般、特殊健康診断の実施(各事業場に於いて定期実施)
		・石綿含有率5%超の製品を規制(石綿含有製品として扱う)	昭和51年	石綿規制実施細則(社内規定)の制定及び作業環境改善の推進
		・特殊健康診断の義務化(石綿取扱者6ヶ月毎の実施義務)		·安全衛生委員会·石綿対策委員会の定期開催(1回/月)
		・作業環境測定法の制定		・特定化学物質等作業主任者資格取得の推進
		·石綿粉じん管理濃度 5f/cm³と規定(作業環境評価基準)		・局所排気装置、除塵装置の定期自主検査の実施
		・石綿等作業の記録(30年保存)		・作業環境測定の実施(2回/年):基準値以下
		・吹付け石綿の原則禁止		・石綿等作業記録個人票の作成
1976	昭和51年	「石綿粉じんによる健康障害予防対策の推進について」		・工場作業場の環境整備
		·石綿粉じん管理濃度 2f/cm³(指導)		
1988	昭和63年		昭和62年	石綿含有製品の表示及び取扱い注意事項を記載した製品出荷カードを作成
		·石綿粉じん管理濃度 2f/cm³と規定 (作業環境評価基準)		
1989	平成 1年		平成 1年	・敷地境界粉じん濃度測定の実施(2回/年):基準値以下
		・特定粉じんとして石綿が規定され、石綿製品製造工場の敷地境界		
		における石綿粉じん濃度 10f/ と規定		
		「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」改正	平成 1年	
		・特定粉じんに係わる公害防止管理者の選任を規定		・特定粉じん公害防止管理者の選任
				·石綿含有製品にaマーク表示(業界自主基準に基づき実施)
1990	平成 2年			度了/6~/3~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~
1991	平成 3年	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正	平成 3年	
		・特別管理産業廃棄物として「廃石綿等」を新たに制定 「		・特別管理産業廃棄物管理責任者の選任
1992	平成 4年	「石綿含有建築材料の施工作業における石綿粉じんば〈露防止対策の推進」		・喫煙場所の規制
1995	平成 7年	「労働安全衛生法施行令・同規則」及び「特化則」改正	半成 4年	・施工現場での石綿粉じん飛散防止の推進(集塵機付きカッター及び集塵機の使用を義務づけ)
		・クロシドライト、アモサイト使用、輸入等の禁止		
4000	T + 0.4	・石綿含有率1%超の製品を規制(石綿含有製品として扱う)	-	
1996	平成 8年	「労働安全衛生法施行令」及び「労働安全衛生規則」改正		
1999	平成11年	<u>・離職者に対する健康管理手帳の交付</u> 「化学物質管理促進法(PRTR法)」制定	1	
1999	+ 成 +	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
2000	平成12年	・特定第一種指定化学物質としてPRTR制度の対象物質の指定 「労働安全衛生法」改正	では17年	・MSDSの作成及び配布
2000	十八八千	・分割女主領主法	十八八十	・工場作業者へのMSDS内容についての周知徹底
2004	平成16年		亚成1/年	・PRTR初回報告
2004	十八八〇午	10月、労働女主衛生法施行令の一部を改正する政党により		石綿含有製品の生産中止
2005	平成17年	「作業環境評価基準(労働省告示第369号)」改正		日前古有表品の生産中止
2005	十八八年	TF 素環境評価基準(労働省市示第309号) 改正 -作業環境管理濃度 0.15f/cm ³ に変更	→ 成 1 / 年	
		*FF素環境管理源度		
	1		1	